

退職後の医療保険制度 の手続きについて

このたび会社を退職されることになり、つぎの人生設計に向けて何かとお忙しいことと存じます。

今までは、会社で行われていた年金や健康保険などの手続きも、退職後は自分自身で判断し実行していくこととなりますが、経験の無い手続きは分かりにくく面倒なものです。

このパンフレットは、あなたの加入できる医療保険制度についての選択肢や、各医療保険制度の概略を確認していただくためのものです。

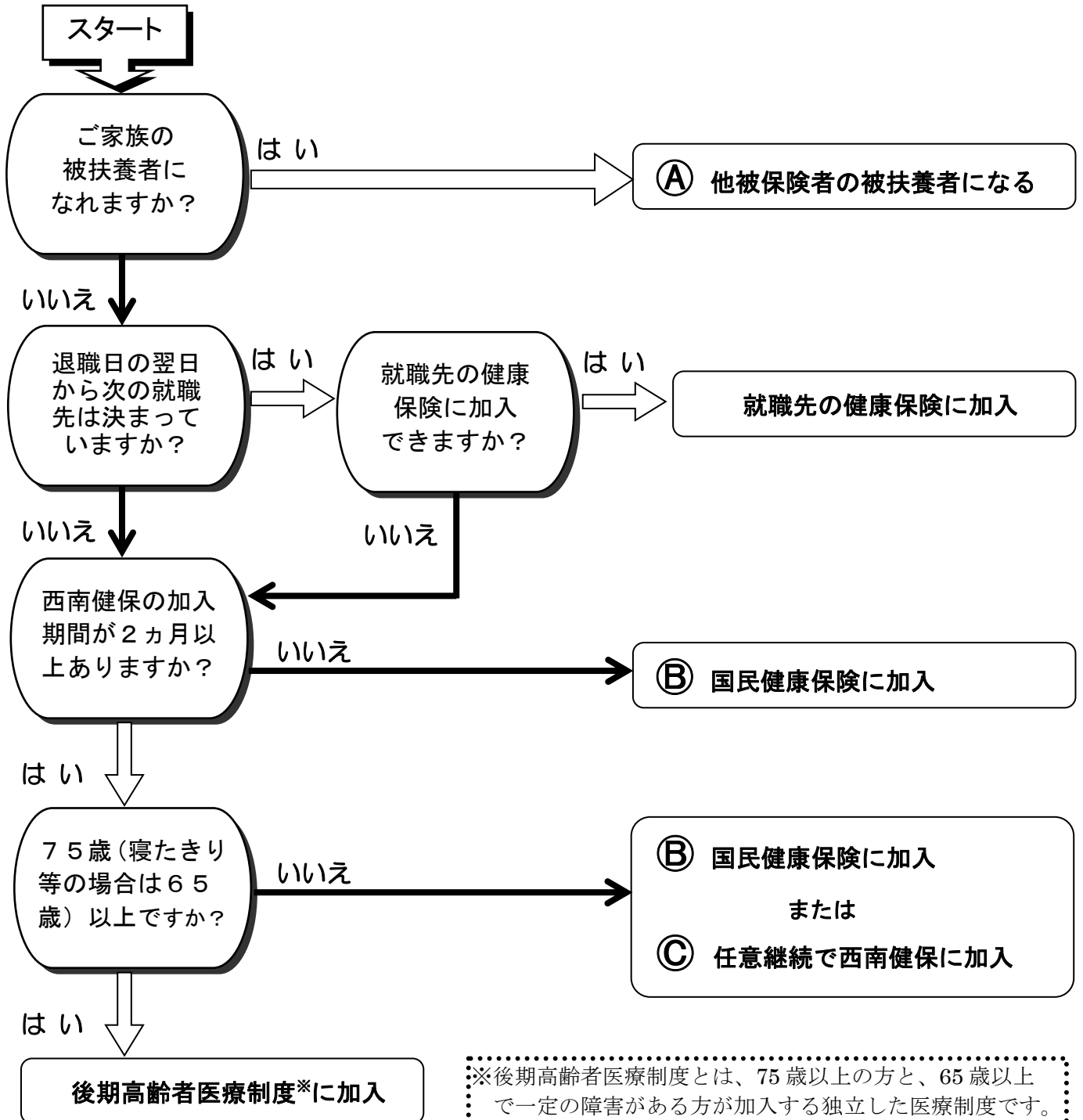
ご一読いただき、ぜひお役立てください。

東京西南私鉄連合健康保険組合

担当：適用課 03-3462-6553

1. あなたは、どの医療保険制度に加入できるのでしょうか？

退職後に加入できる医療保険制度は、①～③の制度がありますが、西南健保の加入年数や退職後の状況などにより、選択できる制度が限られています。下図のフローチャートの「はい」、「いいえ」に従って矢印を進み、あなたの加入できる制度を確認しましょう。



※後期高齢者医療制度とは、75歳以上の方と、65歳以上で一定の障害がある方が加入する独立した医療制度です。手続き窓口は市区町村となります。

2. 各医療保険制度の概要

あなたが加入できる制度の内容を再確認してください。複数の制度に該当される場合は、メリットがある（「保険料が安い」など）制度をよく確認したうえでご判断ください。

制度名	①被扶養者	②国民健康保険	③任意継続被保険者	
特 徴	加入先の健保組合などによっては、付加給付の制度があります。	市区町村役所で運営しています。	<ul style="list-style-type: none"> 退職後最長2年間加入できる制度です。（後期高齢に該当する方は加入できません。） 保険料の引き落としができなかった時点で資格を喪失してしまいます。 	
加入資格	各組合によって加入の条件が異なりますので、加入先の健保組合にお尋ねください。	国民すべてが加入できる制度です。	退職までに継続して2カ月以上西南健保の被保険者だった方。	
保 険 料	被保険者が支払うため、必要ありません。	<ul style="list-style-type: none"> 前年度の収入をもとに決定するので、収入が少なくなると保険料が安くなります。 保険料・納付方法とも居住地によって異なりますので、詳しくはお住まいの市区町村役所（国保担当課）へお尋ねください。 	<ul style="list-style-type: none"> 会社負担分を合わせた全額自己負担となります。 国民健康保険と異なり、前年度収入額の増減による保険料の見直しはありません。 退職時の標準報酬月額で保険料を決定します（その年の平均標準報酬月額が上限の月額となります）。 	
保険料の納付方法			<ul style="list-style-type: none"> 加入時に加入月と翌月分の2カ月分を振り込み、3カ月目からは毎月自動引き落としとなります。（納付についてはゆうちょ銀行のみの取扱となります。） ※毎月10日の引き落としができなかった場合、その月の11日で資格を喪失してしまいます。 	
加入手続	被保険者が加入している健保組合へお尋ねください。	お住まいの市区町村役所（国保担当課）へお尋ねください。	<ul style="list-style-type: none"> 退職日の翌日から20日以内に必要な書類を西南健保へ提出してください。 <必要書類> 任意継続被保険者資格取得申請書 	
窓口負担	本人・家族 外来・入院	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p>70歳以上 2割 （一定以上所得者は3割）</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p>小学校入学～70歳未満 3割</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; text-align: center;"> <p>小学校入学前まで 2割</p> </div>

3. よくあるお問い合わせ

任意継続被保険者制度について

Q1 毎月の保険料は、いくらですか？

- A 在職時に納めていた保険料と、会社負担分を合わせた金額(上限額あり)となります。
なお、保険料額は、あなたの給与明細書に記載されている「健康保険料額」の約2.5倍を目安にしてください。
※当組合 HP→健保のしくみ→会社を辞めた後の任意継続→「任意継続被保険者保険料一覧表」参照
※40歳から64歳までの方は介護保険料も納付となります。
※65歳の誕生日以降の介護保険料の納付は、お住まいの市区町村役所への納付に変わります。

Q2 保険料(毎月10日引き落とし)の入金を忘れてしまいました。今から入金しても大丈夫でしょうか？

- A 一度でも引き落としができなかった場合は、**資格を喪失することになります**。引き落とし後に入金されても資格は復活できません。必ず前日までに入金し、残高不足にならないようご注意ください。

Q3 6月15日に退職し、任意継続に加入しました。その後、6月分給与が支給され、給与明細書を見ると健康保険料が控除されていました。任意継続でも6月分から保険料が請求されています。6月分の保険料が2重払いになっていませんか？

- A 在職中の保険料は翌月払いです。
6月分給与で控除されている保険料は6月分ではなく、5月分の保険料です。
また、退職後の保険料は当月払いになるため、任意継続加入月から保険料をご請求いたします。よって、「保険料の2重払い」ではありません。

Q4 就職が決まりました。任意継続をやめたいのですがどのような手続きが必要ですか？

- A 就職先の健康保険の資格取得日にて任意継続は脱退となります。就職先の保険証がお手元に届きましたら、「任意継続被保険者資格喪失申出書」「任意継続の保険証」「新しい保険証のコピー」「高齢受給者証・限度額適用認定証(交付されている方のみ)」を提出していただきます。

国民健康保険について

Q1 保険料を比較して検討したいのですが、国保の保険料はいくらですか？

- A 国保の保険料は、住民税額をもとに決める『所得割額(住民税額に倍率を掛けたもの)』と、加入者数によって決める『均等割額(基準額に加入者数を掛けたもの)』の2つを合算して算出することになっています。しかし、自治体によって計算倍率や住民税額が異なるため、各人の具体的な保険料額は、お住まいの市区町村役所(国保担当課)へ直接お尋ねください。

Q2 国保の保険料が軽減されると聞いたのですが？

- A 解雇や倒産などで職を失った方が、在職中と同程度の保険料負担で医療保険に加入することができるようにする、国民健康保険料の負担軽減制度があります。
国民健康保険料は前年の所得などにより算定されますが、軽減制度により任意継続の保険料よりも安くなる場合があります。
制度の詳細な内容につきましては、お住まいの市区町村役所(国保担当課)へ直接お尋ねください。